



2019年(令和元年)11月1日号

平成30年度の一般会計歳入総額は約799.6億円、歳出総額は約749.9億円で、歳入から歳出を差し引いた額は約49.7億円です。そのうち翌年度に使い道が決まっているお金約4.7億円を差し引いた約45.0億円が黒字額となりました。平成30年度決算の詳細は、11月1日金から市団や市役所本庁舎市政情報コーナーでご覧いただけます。 【財政課財政担当】

審査に付された各会計歳入歳出決算書等は、法令に規定された様式に従って作成されており、その計数は歳入簿、歳 出簿その他の関係諸帳簿と符合し、正確なものと認めます(「平成30年度茅ヶ崎市決算審査意見書/茅ヶ崎市監査委員」)。

一般会計の決算

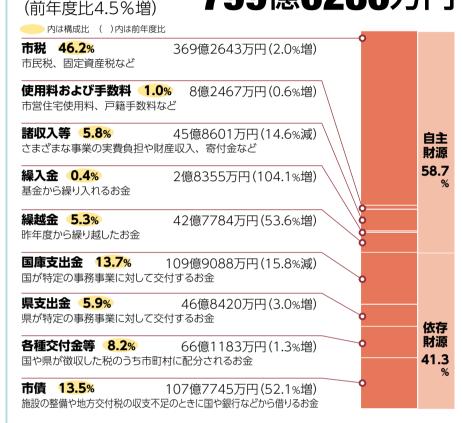
本号で掲載する数値は、茅ヶ崎市監査委員による審査を受けています。

歳入

市税の約7億円の増、繰入金の約1億円の増、繰越金の約15億円の増、県支出金の約1億円の増、地方消費税交付金の約2億円の増、市債の約37億円の増などにより、歳入総額として、前年度に比べ約34億円の増額となりました。

一般会計歲入

799億6286万円



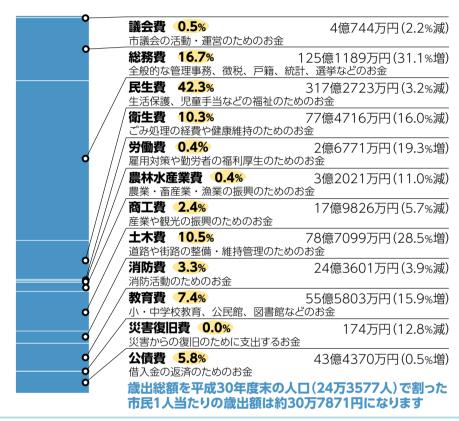
歳出

総務費の約30億円の増、土木費の約17億円の増、教育費の約8億円の増などにより、歳出総額として、前年度に比べ約27億円の増額となりました。

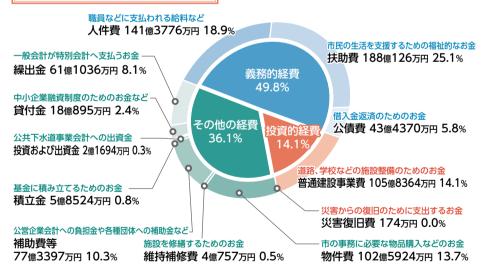
-般会計歳出

(前年度比3.8%増)

749億9037万円



歳出の性質別グラフ



市債の状況

平成30年度末における市債現在高は、下のグラフのとおりです。市債は、将来の財政負担が大きくならないように計画的に借り入れを行っています。

■ 病院事業会計



- 公共用地先行取得事業特別会計■ 公共下水道事業会計■ 公共下水道事業会計
- 一般会計のうち臨時財政対策債
- 一般会計のうち事業債等
- ※ 市債とは、学校や道路などの整備のために、市が国や銀行などから借り入れるお金です
- ※一般会計のうち臨時財政対策債とは、国が地方に交付するお金の不足分を市が代わりに借り入れている市債です。市が借り入れした臨時財政対策債の元金と利子の返済に対しては、国が地方交付税を措置することとなっています
- ※ 市民1人当たりの市債現在高は、各年度末現在の 住民基本台帳に登録されている人口を基に算出し ています

特別会計の決算

特別会計は、特定の事業を行うため条例に基づき設置され、一般会計とは区別して経理しています。

	会計名		決算額		収支差引額	翌年度	実質収支額	
	五司石			収入	支出		繰越財源	大貝似又領
囯	凤民	民健康保険事業		227億9184万円	224億1073万円	3億8111万円	0万円	3億8111万円
後	後期高齢者医療事業			32億8622万円	32億8256万円	366万円	0万円	366万円
ĵ	介護保険事業			157億9832万円	152億187万円	5億9645万円	0万円	5億9645万円
1	公共用地先行取得事業			3億6850万円	3億6840万円	10万円	10万円	0万円
	公	公共下水道 事業	収益	57億3524万円	51億1329万円	_	_	_
1	営企		資本	19億1161万円	37億3160万円	_	_	_
111/11	公営企業会計	病院事業	収益	108億6262万円	116億5017万円	_	_	_
Ē	計		資本	9億8457万円	13億6223万円	_	_	_

平成30年度決算の健全化判断比率等

平成30年度決算に基づいて算定した本市の健全化判断比率と資金不足比率は、いずれも国の定めた基準を下回る「健全段階」でした。「健全化判断比率等」とは、地方公共団体の決算に基づいて出される、財政の健康状態を示す指標です。平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、自治体は財政の健全度を判断するための財政指標を毎年度公表することになっています。

	説明	本市比率	健全段階 😊	早期健全化基準 ※	財政再生基準 ※※
実質赤字比率	財政規模に対する一般 会計等の赤字の割合	黒字	第 11.	42%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に対する全会 計の赤字の割合	黒字	第 16.	42%	30%
実質公債費比率	財政規模に対する借入 金返済額等の割合	0.5%	茅 25	5% 3	35%
将来負担比率	財政規模に対する将来支払わ なければならない負債等の割合	48.9%	多 35	0%	-
資金不足比率	公共下水道事業、病院 事業の事業規模に対す る資金不足の割合	不足なし		経営健全化基準 (200%)	-

※1 早期健全化基準:自治体の自主的な改善努力を図るための「財政健全化計画」の策定が必要となる基準
※2 財政再生基準:国の関与による確実な再生を図るための「財政再生計画」の策定が必要となる基準